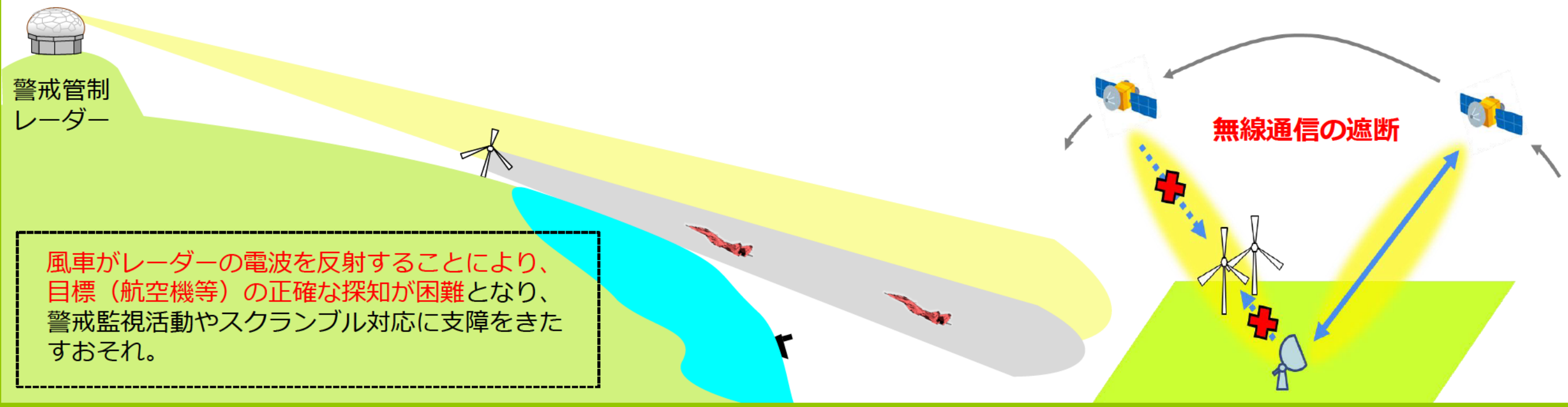


風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し 電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律 (防衛・風力発電調整法)

背景・課題

- 政府として2050年までに脱炭素社会を目指す中で、エネルギー源としての**風力発電の導入は、今後拡大**する見込み
- 他方、多数林立する風力発電設備は、洋上を監視する**自衛隊のレーダー等や人工衛星と地上局との間で行われる無線通信に障害を及ぼすおそれ**

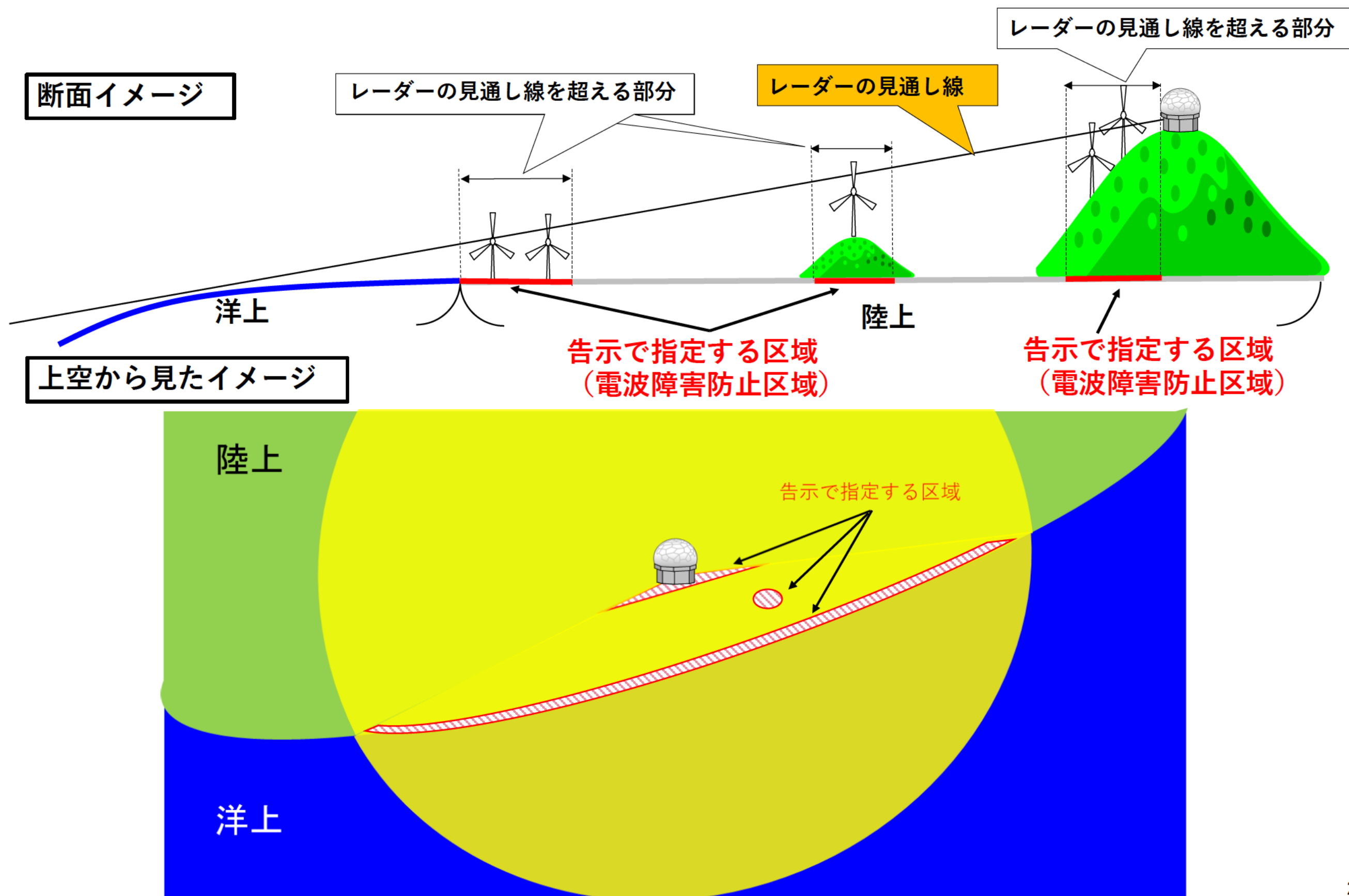


法律の概要

- 防衛大臣が**告示で指定する陸上区域**において、**風力発電設備を設置する者は、防衛大臣に届出**【第3条・第4条】
 - 自衛隊等の使用する電波の伝搬に障害を及ぼす場合、設置者と最大2年間**協議**（協議が調った時点で工事可能。2年を経過した場合も同様）【第7条・第8条】
 - 防衛大臣及び経済産業大臣は、本法の施行に関し**相互に協力**する旨を規定【第11条】
- ※ 協議期間中に工事を行ったとき等における**罰則**を規定【第14条～第17条】

電波障害防止区域（警戒管制レーダー等の例）

省令で定める基準となる風車が、レーダーから水平線への見通し線を超える区域を告示で指定



防衛・風力発電調整法に基づく**工事計画の届出に至る前の段階**（＝**事業計画策定の初期段階**）における**事前相談**により、あらかじめ調整を実施。

電波障害防止区域の指定

①工事計画の届出

設置予定の風力発電設備が電波障害防止区域内にある場合、工事の着手前に、工事計画を届出。

②伝搬障害の有無の通知（3週間以内）

自衛隊等の使用する電波の伝搬に障害を及ぼすか判定し、届出があった日から3週間以内に通知。

障害ありの通知を受けた日から最長2年間は工事制限。

③協議

必要な措置に関して協議。
※協議が調った時点で工事可能。

設置者

防衛大臣